

2026年3月10日

株式会社いえらぶパートナーズ
代表取締役 田代 望

認定家賃債務保証事業に係る情報公示について

当社は、住宅セーフティネット法に基づき国土交通大臣の認定を受けた「認定家賃債務保証事業者」です。法令に基づき、住宅確保要配慮者に係る標準的な保証内容および契約実績について、以下のとおり公示いたします。

記

1. 契約締結条件

保証対象：居住用賃貸借契約における賃料等および原状回復費用

保証限度額：月額賃料等の24か月分

保証期間：賃貸借契約期間に準ずる（更新可）

保証料：＜初回＞月額賃料等の1か月分

＜更新＞年額15,000円

保証人：原則不要

緊急連絡先：必要※個人に限定しない

2. 契約発効条件

賃借人および賃貸人（代理人含む）が本契約を締結し、賃借人が初回保証料を支払ったとき

3. 住宅確保要配慮者との契約実績（2025年度）

締結件数：14,925件

※対象者の主な属性：低額所得者、高齢者、外国人等

以上